

○田尻町後援等名義使用承認基準

平成29年4月1日制定

田尻町後援等名義使用承認基準

田尻町後援等名義使用承認基準（平成24年4月1日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この基準は、田尻町（以下「町」という。）の後援等名義に関する使用承認について必要な事項を定めるものとする。

（名義の種類及び内容）

第2条 使用する名義の種類及び内容は、次のとおりとする。

- （1） 後援 事業の趣旨に賛同し、当該事業の実施について支援することをいう。
- （2） 協賛 事業の趣旨に賛同し、当該事業の開催に当たって、名義の使用をもって支援することをいう。
- （3） 賞状交付 事業において、町長名をもって賞状等を交付することをいう。

（承認基準）

第3条 後援等名義の使用を承認する基準は、次のとおりとする。

- （1） 事業の団体 事業を主催する団体が次に掲げる団体に該当するものであること。
 - ア 国又は地方公共団体
 - イ 公共的団体
 - ウ 公益法人
 - エ 報道機関又は学術研究機関
 - オ 住民の福祉、教育、芸術文化等の向上に寄与した実績のある団体又は個人
 - カ 本町の行政推進のために育成することが適当と認められる団体又は個人
 - キ その他町長が適当と認める団体又は個人
- （2） 対象事業 後援等名義を使用する事業の目的及び内容が次に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - ア 事業目的及び内容並びに主催者が明確であること。
 - イ 営利又は当該団体の宣伝を主たる目的とした事業でないこと。
 - ウ 広く町民を対象とするものであること。ただし、少数の参加者に限られる事業であっても、その事業効果が一般に広く波及すると認められるものについては、この限りではない。
 - エ 参加者から徴収する、入場料、出品料又は参加費等は、社会通念上適正であること。

オ 政治的又は宗教的活動を意図するものでないこと。

カ 公序良俗に反するものでないこと。

キ 事業の実施に当たって、主催者の責任において安全管理に十分に留意されているものであること。

ク 田尻町暴力団等排除条例（平成24年田尻町条例第10号。以下「条例」という。）に規定する暴力団及び暴力団密接関係者の利益になると認められる事業でないこと。

ケ 主催者（主催者が団体の場合は、当該団体の代表者又は役員）が、条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

コ その他町長が不適当と認められるものでないこと。

（申請）

第4条 後援等名義を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、後援等名義使用承認申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、当該事業を所管する部課等を通じて町長に対し、申請しなければならない。

- （1） 事業等計画書
- （2） 事業収支予算書
- （3） 団体の規約、会則その他これらに類するもの
- （4） 団体の活動実績を明らかにする書類
- （5） 賞状の書面の案等表彰の内容が明らかにする書類（町長賞の場合に限る。）
- （6） 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項各号の書類について、前条第1号アに該当する団体から申請のあった場合は、その提出の一部を免除することができる。

（承認の決定等）

第5条 町長は、前条の申請があった場合は、第3条に規定する承認基準に基づき審査を行い、その申請者に対し後援等名義の承認を決定した場合は、後援等名義使用承認書（様式第2号）により、不承認とした場合は後援等名義使用不承認通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 前項の規定により後援等名義の使用を受けた者（以下「使用者」という。）は、後援等名義の承認を受けたことを理由に、町に対し、物的及び人的な協力を求めてはならない。

3 町長は、この基準に定めるもののほか特に必要があると認める場合には、後援等名義の承認に際し、別に条件を付することができる。

（承認の効果）

第6条 町は、後援等名義の承認をした事業において発生した事故等について、損害賠償その他の責任を負わないものとする。

(申請内容の変更)

第7条 使用者は、後援等名義に関する申請内容に変更が生じたときは、町長に対し、速やかに後援等名義変更承認申請書（様式第4号）により申請をし、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により申請内容の変更を承認する場合は、後援等名義変更承認書（様式第5号）により通知するものとする。

(承認後の事業の中止)

第8条 使用者は、後援等名義の承認を受けた後に、当該承認を受けた事業を取りやめる場合は、速やかに事業中止届出書（様式第6号）を提出しなければならない。

(承認の取消)

第9条 町長は、使用者が、虚偽の申請その他不正な手段により承認を受けたとき又は第3条に規定する承認の基準を充たさなくなったときは、後援等名義の承認を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により、後援等名義の承認を取り消す場合は、後援等名義承認取消書（様式第7号）によりその旨を通知しなければならない。この場合において、後援等名義の承認を取り消したことによる損害は、使用者が負うものとする。

(事業完了報告)

第10条 使用者は、事業完了後3月以内に後援等名義事業実施報告書（様式第8号）に事業等の実施状況が確認できる書類（事業の収支が明らかになる決算書及び町長賞の場合は交付した賞状の書面等表彰の内容が明らかになるもの。以下「実施状況確認書類」という。）を添えて、当該事業を所管する部署を通じて町長に提出しなければならない。

2 町長は、第3条第1号アに規定する使用者について、実施状況確認書類の提出の一部を免除することができる。

(委任)

第11条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から実施する。